

伊 勢 市 公 報

第 498 号
令和 8 年 8 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	2
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	4
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防署組織規程の一部を改正する訓令	6
告 示	
○ 市道の路線の認定について	8
○ 道路の区域の決定について	9
○ 道路の供用開始について	10
○ 道路の区域変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	15
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	17
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	18
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	19
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	20
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	21
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	22
公 告	
○ 伊勢市地域計画の変更について	23
○ 公売公告兼見積価額公告	24
公 表	
○ 令和 7 年度定期監査等結果に対する措置状況について	36
○ 令和 7 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	43
正 誤	45

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 45 号

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊勢市条例第 37 号）の施行期日は、令和 8 年 8 月 1 日とする。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第46号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第30号（表面）中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

様式第32号中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、様式第23号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市介護保険規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市消防署組織規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 8 年 7 月 30 日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 3 号

伊勢市消防署組織規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防署組織規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「消防司令長」を「消防司令長以上」に改める。

別表第 1 伊勢市消防署西分署の項中「伊勢市常磐 1 丁目17番地12号」を「伊勢市常磐 1 丁目17番12号」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 171 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
馬瀬令 8－1 号線	馬瀬町字下ノ山 1092 番 3 地先		
	馬瀬町字下ノ山 1093 番 12 地先		
元町令 8－2 号線	小俣町元町 98 番 5 地先		
	小俣町元町 98 番 2 地先		
高向令 8－3 号線	御薊町高向字的場 2099 番 1 地先		
	御薊町高向字的場 2106 番 1 地先		

伊勢市告示第 172 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	馬瀬令 8－1 号線	6.0～12.9	43.6
市 道	元町令 8－2 号線	6.0～ 9.6	39.9
市 道	高向令 8－3 号線	6.0～10.0	76.7

伊勢市告示第 173 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
馬瀬令 8－1 号線	馬瀬町字下ノ山1092番 3 地先 馬瀬町字下ノ山1093番12地先	令和 8 年 7 月 16 日
元町令 8－2 号線	小俣町元町98番 5 地先 小俣町元町98番 2 地先	令和 8 年 7 月 16 日
高向令 8－3 号線	御薊町高向字的場2099番 1 地先 御薊町高向字的場2106番 1 地先	令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市告示第 174 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	宇治浦田 5 号線	宇治浦田 3 丁目 762 番 1 地内から 宇治浦田 3 丁目 782 番 6 地内まで	旧	7.65～ 7.65	8.0
			新	7.65～ 56.25	8.0

伊勢市告示第 175 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 俊 貴

省略

変更後 中 川 雅 世

省略

伊勢市告示第 176 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
一之木町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 村 雄 二

省略

変更後 西 村 正

省略

伊勢市告示第 177 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の
規定により告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 松 本 侑 也

省略

変更後 廣 光 典

省略

伊勢市告示第 178 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
原動機付自転車	令和 8 年 6 月 15 日 午後 3 時 00 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	1 台
自転車	令和 8 年 6 月 29 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 8 年 6 月 29 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	5 台
〃	令和 8 年 6 月 29 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	令和 8 年 6 月 29 日 午後 3 時 00 分	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	3 台
〃	令和 8 年 6 月 30 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
計			26 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御薗町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 179 号

令和 7 年 3 月 31 日伊勢市告示第 57 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更します。

令和 8 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

第 1 項中「東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号 J R 東急目黒ビル 7 階」
を「東京都港区北青山 2 丁目 14 番 4 号」に改める。

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 8 年 7 月 24 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第 39 号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則
の制定について

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第6条の2の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和8年7月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
113	前橋設備工業 株式会社	志摩市磯部町恵 利原 1166 番地 1	令和8年6月8日	令和13年9月29日
171	株式会社 西邦建設	伊勢市下野町 600 番地の 13	令和8年6月4日	令和13年9月29日
183	マエダクリーン 管工業 有限会 社	松阪市高町 120 番地 2	令和8年6月8日	令和13年9月29日
184	株式会社 藤原建設	伊勢市浦口2丁 目3番25号	令和8年6月15日	令和13年9月29日
190	浜口土木 株式会社	伊勢市村松町 3990 番地	令和8年6月9日	令和13年9月29日
191	株式会社 近藤建設	伊勢市上地町 3604 番地 1	令和8年6月9日	令和13年9月29日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
441	株式会社 アクアリフォー ム	松 阪 市 上 川 町 3679 番地 8	令和 8 年 6 月 17 日	令和 13 年 6 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
442	ナカモリ工務 店	度会郡度会町 棚橋 750 番地 5	令和 8 年 7 月 3 日	令和 13 年 7 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 8 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
宇治今在家町、宇治浦田 1 丁目、宇治浦田 2 丁目、宇治浦田 3 丁目、
宇治館町、宇治中之切町、桜木町、中村町、中村町桜が丘の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 42 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、次のとおり宇治浦田 3 丁目、桜木町、岡本 2 丁目、勢田町、藤里町、旭町及び前山町に係る伊勢市地域計画を変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 43 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 8 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

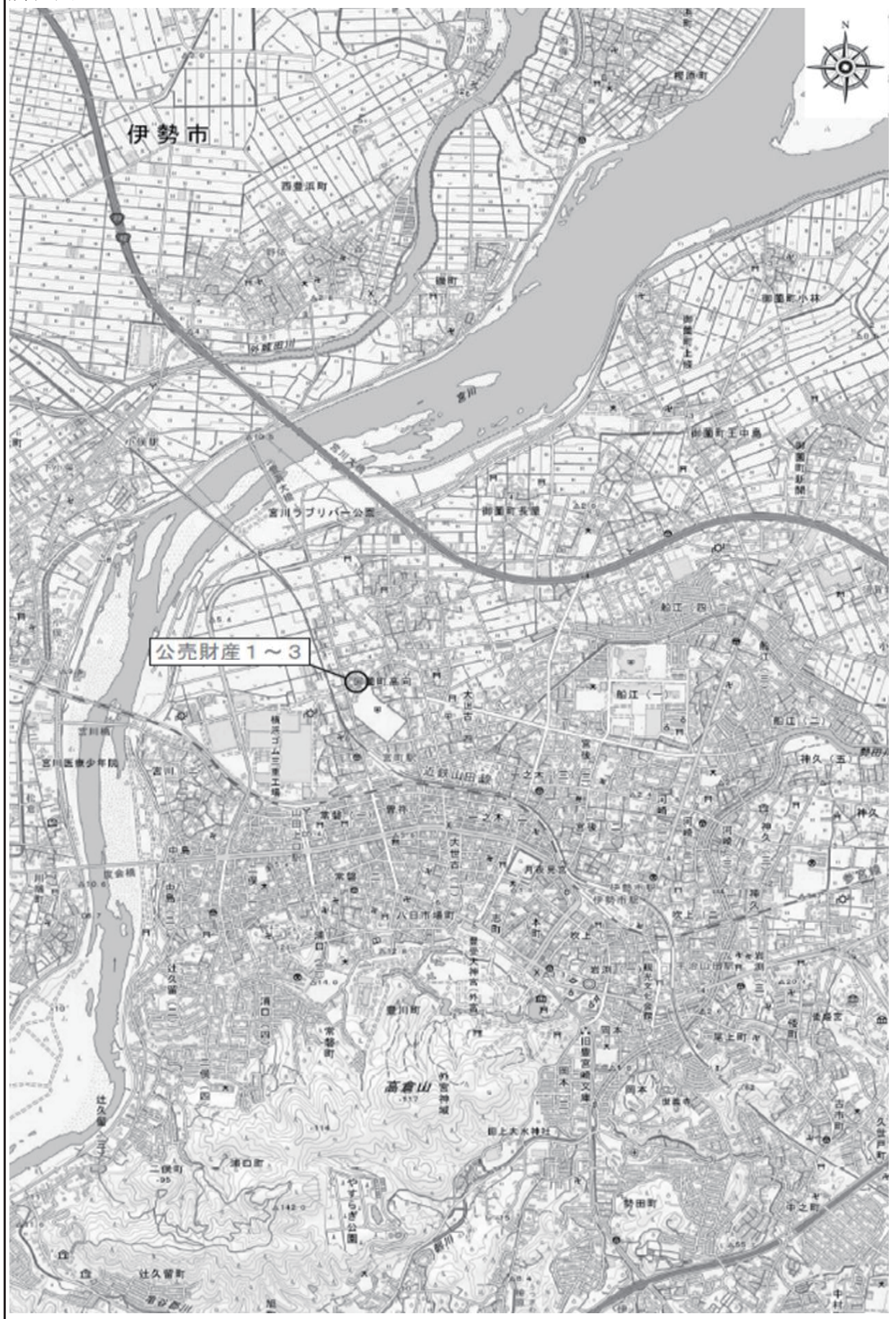
公 売 財 産		別紙「公売財産概要書」のとおり
公 売 方 法		期間入札
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 8 年 8 月 14 日（金）13 時 00 分から 令和 8 年 8 月 26 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 8 年 9 月 1 日（火）13 時 00 分から 令和 8 年 9 月 8 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
売 却 決 定期 日		令和 8 年 9 月 29 日（火）13 時 00 分
売却決定の場所		伊勢市総務部収納推進課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		令和 8 年 9 月 29 日（火）14 時 30 分まで
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。
見 積 価 額		800,000 円
公 売 保 証 金		80,000 円
そ の 他		「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却区分番号	S 8 - 1
公売財産の表示	(土地の表示) 1 伊勢市御薊町高向字的場 地番：2024番 1 地目：宅地 地積：260.31㎡ (建物の表示) 2 伊勢市御薊町高向字的場2024番地 1 家屋番号：2024番 1 種類：居宅 構造：木造瓦葺 2階建 床面積：1階59.62㎡ 2階26.49㎡ 延べ86.11㎡ 3 伊勢市御薊町高向字的場2024番地 1 家屋番号：2024番 1 の 2 種類：作業場 構造：鉄骨造スレート葺 2階建（現況） 床面積：1階50.22㎡ 2階32㎡（概測）延べ82.22㎡（概測）
見積価額	800,000円
公売保証金	80,000円
公売条件等	1 上記公売財産を一括売却する。 2 地目、地積は登記簿による。 3 境界については隣接土地所有者と協議すること。 4 建物の種類・構造・床面積は、登記簿による。 ただし、公売財産 3 の 2 階は未登記増築のため、当該部分の構造は現況、床面積は概測による。 登記簿上の建築年月日 公売財産 2：昭和49年11月27日新築 公売財産 3：昭和50年 9 月 1 日新築 5 公売財産は、近鉄山田線「宮町駅」の北方約0.6km（道路距離）に位置する。 6 公売財産は、県道大湊宮町停車場線の東側背後で、伊勢ひかり病院の北側の戸建住宅を主体とした既成住宅地域に所在する。 7 公売財産 1 は、南側で市道（幅員約 6 m・舗装）に接する。また、北側で幅約0.3mの側溝（開渠）を介して里道（幅員約2.4～2.8m・未舗装、一部傾斜あり）に接する。 8 公売財産 1 は、旗竿形状で通路部分の幅約2.7m、長さ約25mで南側市道から車両の乗入れが可能である。 9 公売財産 1 の北側道路は建築基準法42条 2 項道路で、建物の建築に当たってはセットバックが必要である。 10 公売財産 1 の北側道路は未舗装で側溝（開渠）が介在しているが、伊勢市から施工承認の許可を取ることで、自らの費用負担により舗装及び側溝の暗渠化ができる可能性がある。 11 公売財産 1 は現況、北側側溝との境界が屈曲しており、一部公図と不一致が認められる。 12 公売財産 1 の敷地内北端に中部電力所有の電柱・支線各 1 本、N T T 所有の支線 1 本が設置されている。 13 令和 8 年 3 月 2 日現在、公売財産 2 は空き家で火災により屋根が脱落し、内部も広範囲にわたって延焼する等著しく損壊している。 14 令和 8 年 3 月 2 日現在、公売財産 3 は空き家で、建物内には廃材等の大量の残置物がある。 15 非線引都市計画区域 第一種住居地域 指定建ぺい率60% 指定容積率200% 16 消費税及び地方消費税については混在財産である。

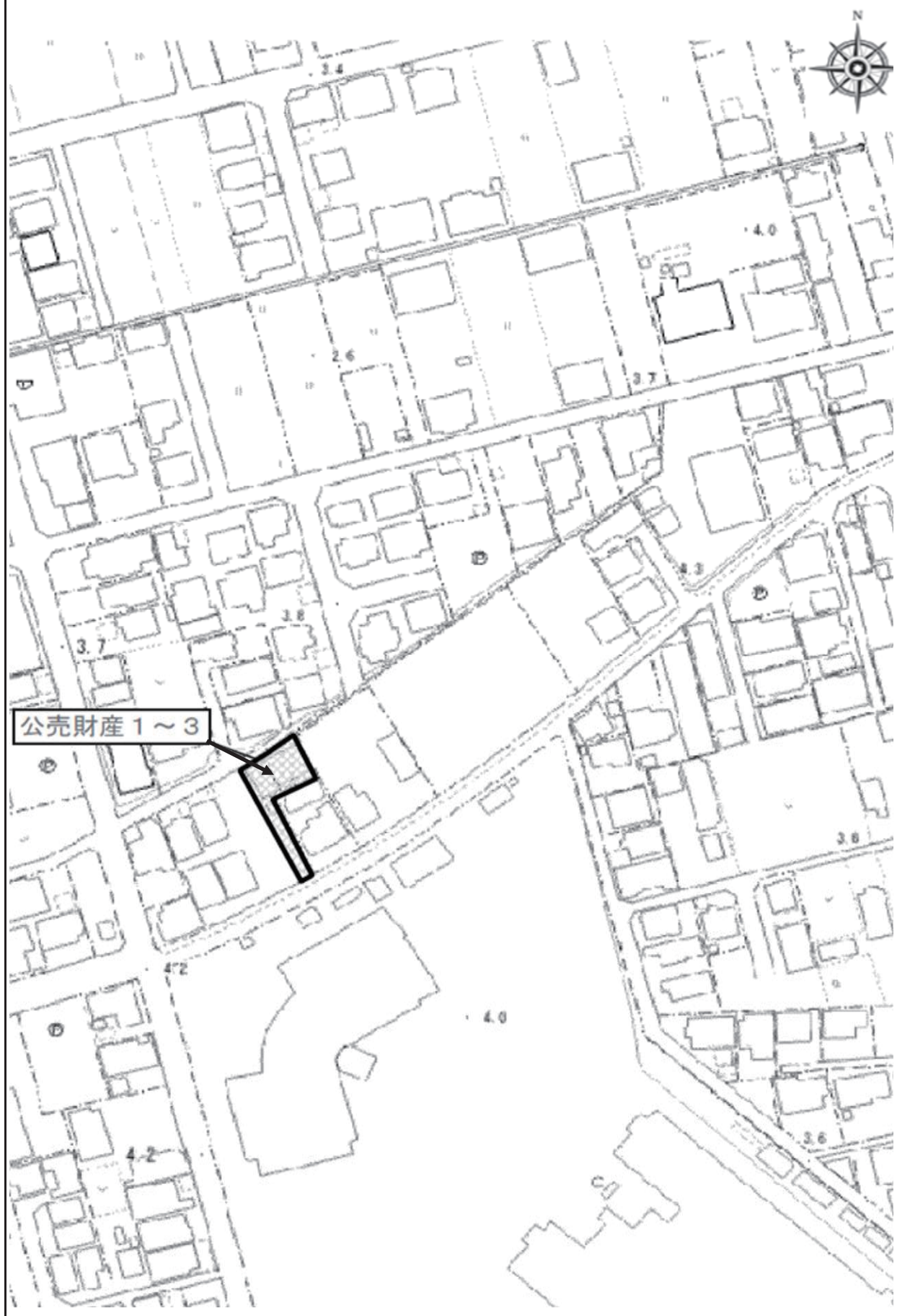
売却区分番号 S 8 - 1

所在図



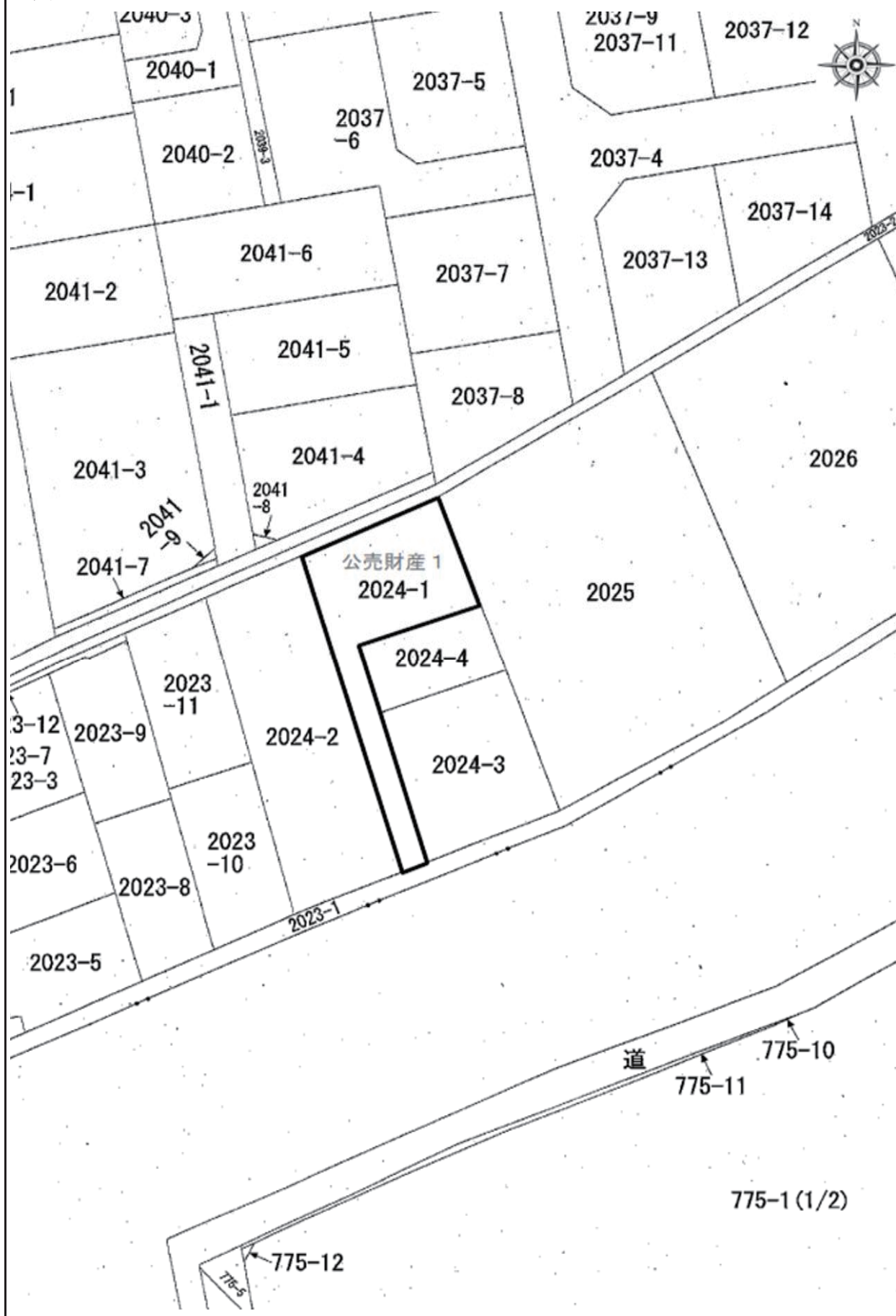
売却区分番号 | S 8 - 1

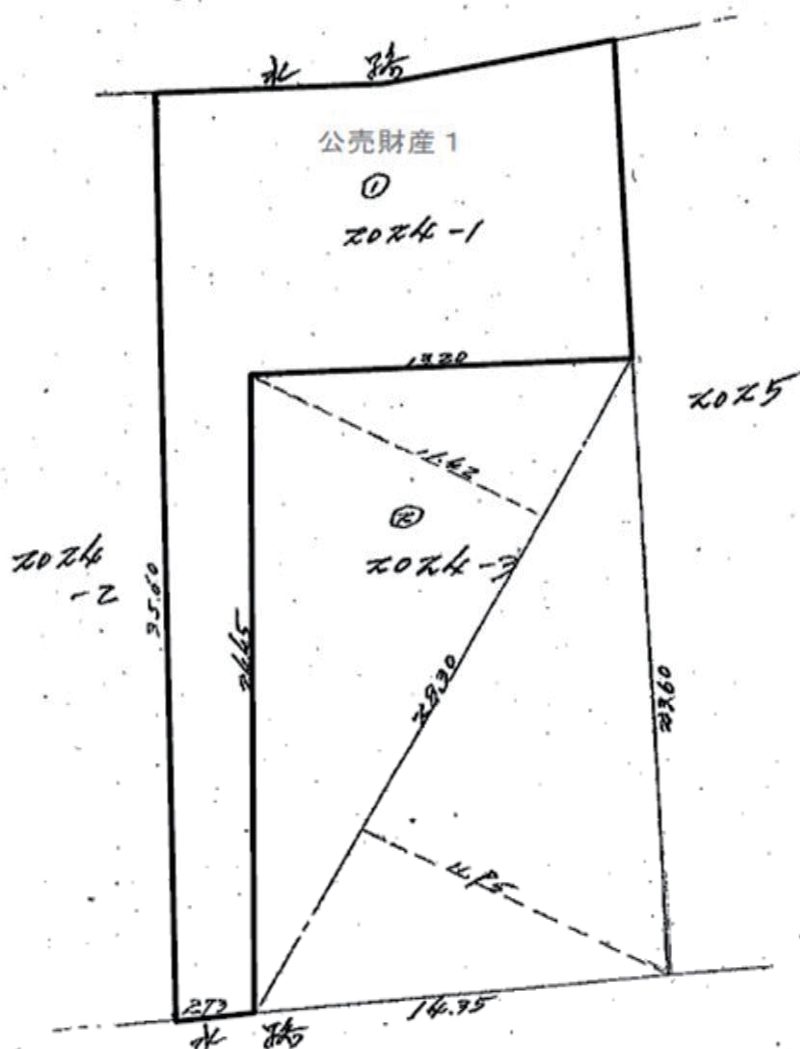
所在図 (拡大)



売却区分番号 S 8 - 1

公図写し



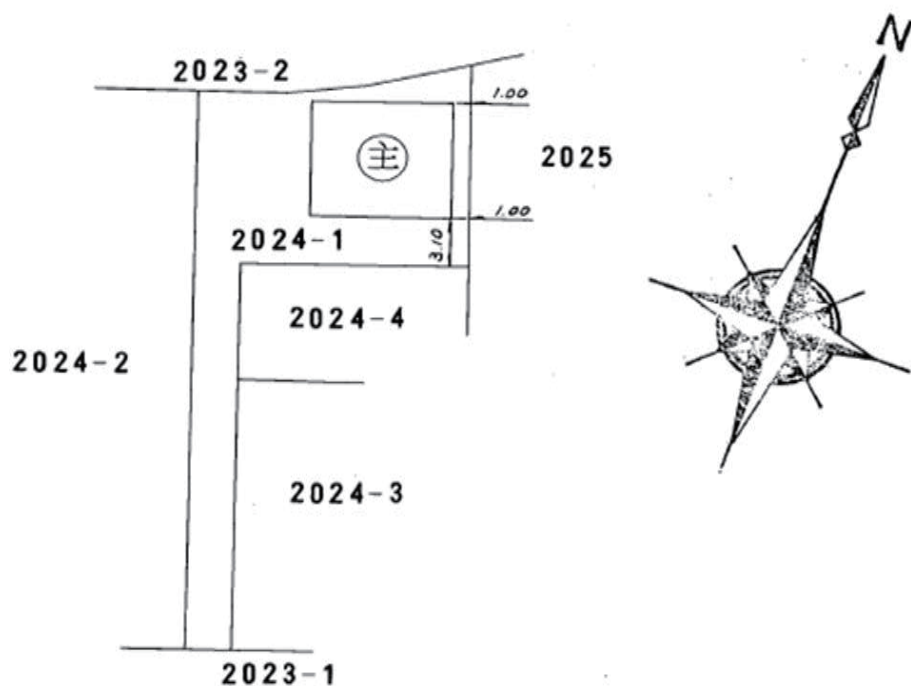


面積表

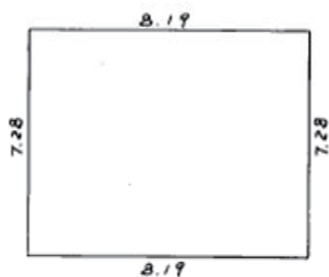
$$\text{② } 2024-2 \\ 28.30 \times (14.95 + 14.95) / 2 = 330.6855 \text{ } \gamma^2$$

面積表

$$\text{① } 2024-1 \\ 28.30 \times (13.20 + 14.95) / 2 = 330.6855 \text{ } \gamma^2$$



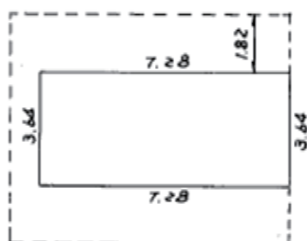
① 主 1 階



$$7.28 \times 8.19 = 59.6232$$

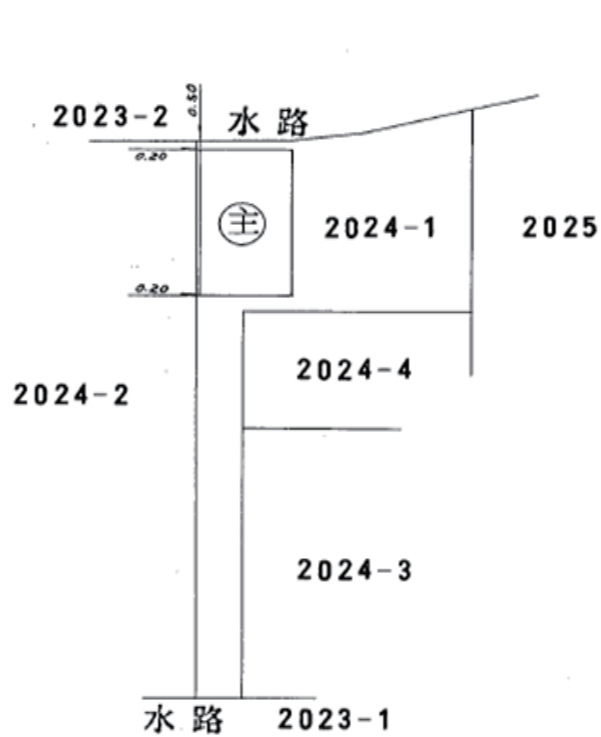
床面積 59.62 m²

② 主 2 階

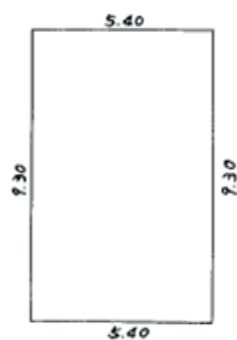


$$3.64 \times 7.28 = 26.4992$$

床面積 26.49 m²

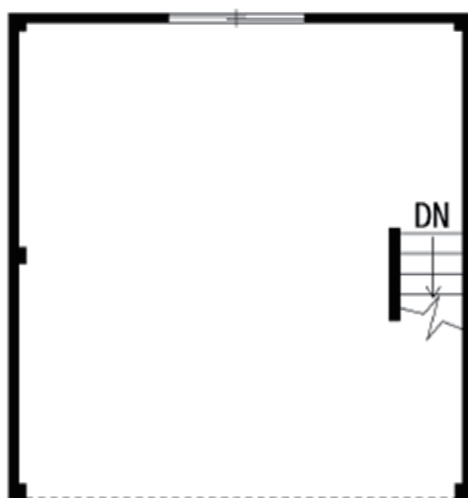


主



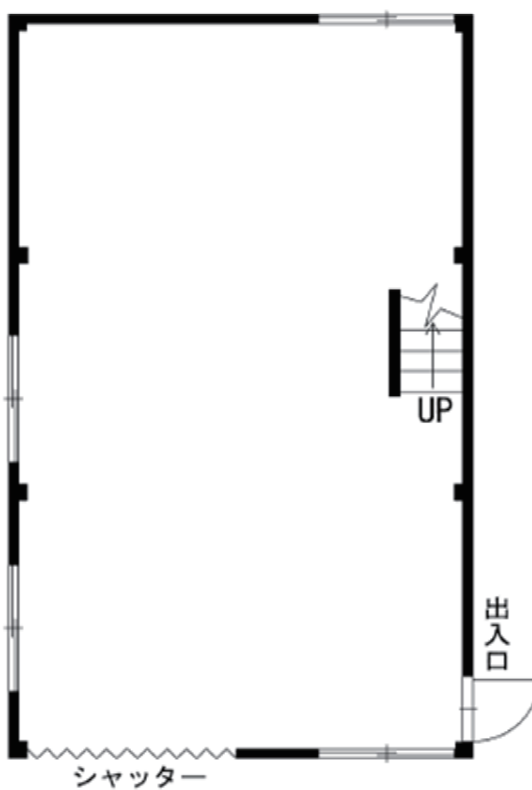
$$5.40 \times 9.30 = 50.2200$$

床面積 50.22 m²

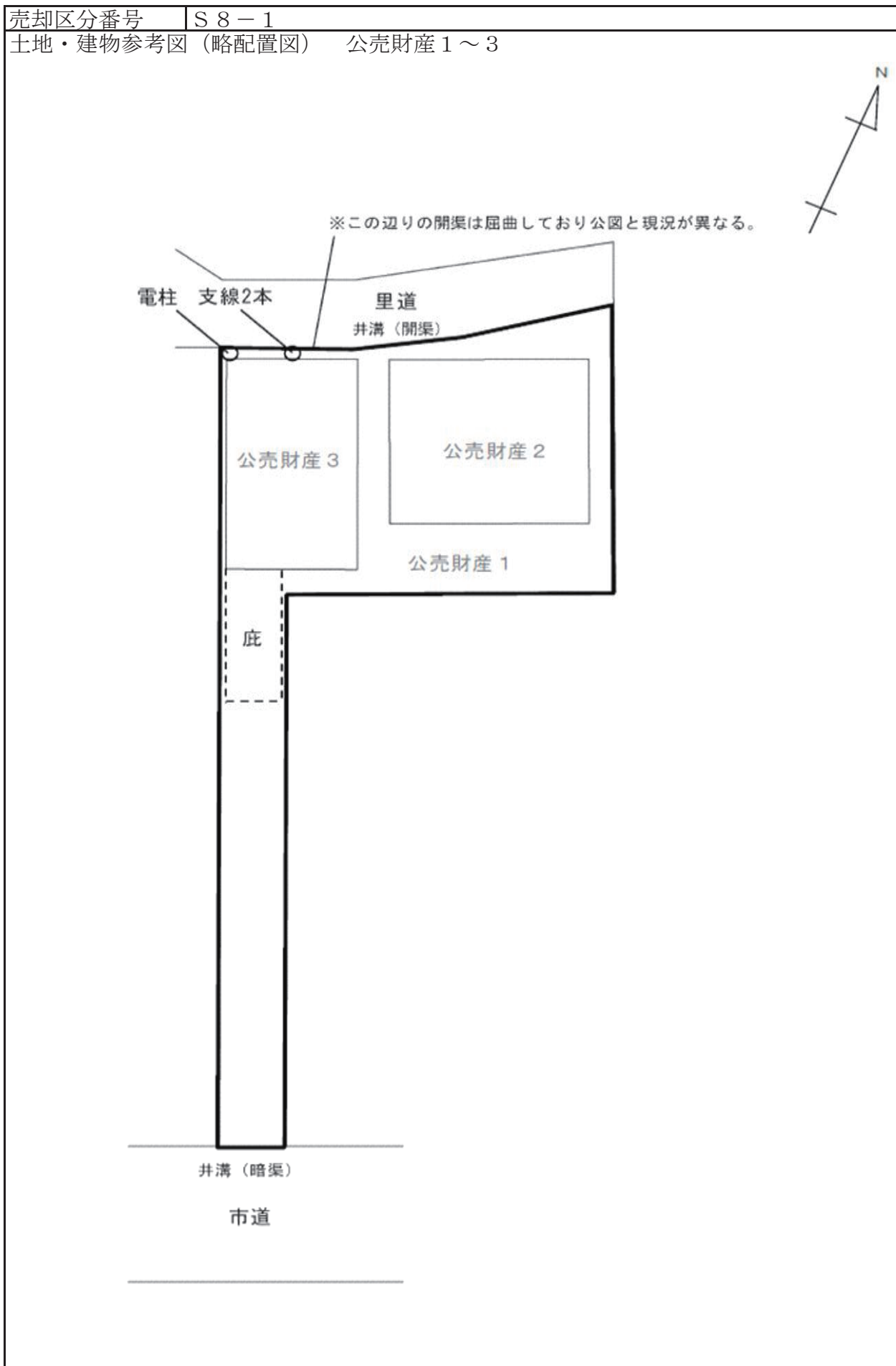


2 階

※2階部分は増築



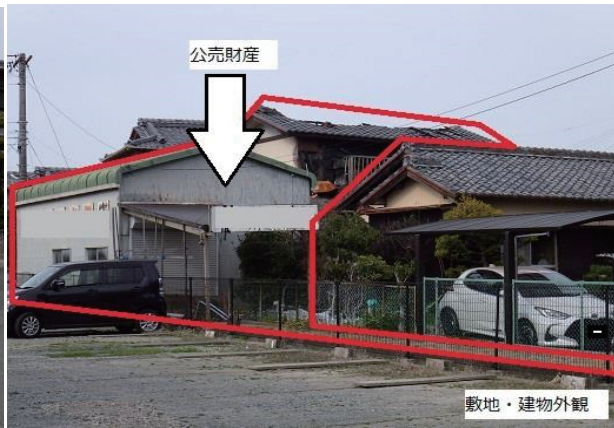
1 階



売却区分番号

S 8 - 1

写真





伊勢市監査委員公表第3号

令和7年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年7月24日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	宮崎	誠

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
総務課	（１）時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。	「実施中」 業務内容やその方法の見直しを行い、改善を行っています。
職員課	（１）時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。	「実施中」 職員を１人増員して事務量の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）委託料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 契約時には、契約書の支払に係る条項を確認し、記載がない場合には、法令等に基づく支払期限を厳守する旨、課内で周知徹底しました。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
健康課	（１）前年度分の助成金を当年度予算で支出した事例が生じている。事務ミスに起因するものであり、今一度、事務処理の手順を見直し、再発防止に努められたい。	「措置済」 支払漏れを防ぐため、受付簿等により受付から支払いまで管理し、担当者及び係長等は毎月確認することを徹底しました。また、年度末や出納閉鎖前にも未処理案件がないか再確認も行うようにしました。

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
高齢・障がい福祉課	（１）支払処理や事務処理を失念した事例が複数生じている。市の信頼を失墜させるものである。要因となった書類管理やチェック体制の不備を見直し、再発防止に努められたい。	「措置済」 支払処理や事務処理のチェック体制を見直し、年間のスケジュール管理とチェックリストを作成し、支払処理経過を一覧で確認できるよう改善しました。課内で支払事務について、情報共有・確認し、適正な事務処理に努めます。
福祉総務課	（１）工事代金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 事例を共有するとともに、複数人でチェックを行うことにより、再発防止に努めています。

【産業観光部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
商工労政課	（１）研修参加負担金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の支払い手続きの認識誤りが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 スケジュール管理と進捗状況の確認を徹底するとともに、課内で請求書保管箱を作り、請求書の存在を支払い担当者以外でも確認するようにしました。
農林水産課	（１）事務補助を行っている団体の経理において、支出理由の記載がない事例が認められた。用途の公益性確認のため必要と考える。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「措置済」 事務補助団体の経理事務での支出理由の記載不備については、事務局内で記載漏れのないよう確認し、適切な事務処理に努めます。

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
観光振興課	（１）時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。 （２）事務補助を行っている団体の経理において、変更手続きを経ずに、契約額と異なる金額での支出を行った事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「実施中」 業務の見直しを行うとともに、事務分担の平準化に努め、事務の効率化に取り組んでおります。 「措置済」 該当の経理について、適切に処理を行いました。また、事務補助を行っている団体の経理については、適切に実施するよう、事務局での書類等のチェック体制を強化します。

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	（１）事務補助を行っている団体の経理書類に不備が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「措置済」 該当事務補助団体の支出何について、記載内容の不備を改めました。今後、このようなことが起こることのないよう、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努めます。
交通政策課	（１）事務補助を行っている団体の経理について、合計金額の不記載や検収及び検査を実施した旨の記録がない等、適切に行われていない事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内でのチェックを厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「措置済」 事務補助を行っている団体の経理については、事務局内で複数職員による書類等のチェック体制を強化し、適切な事務処理を行います。

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
維持課	（１）公園等使用料減免について、適用条項が不適切と思われる事例が認められた。適正な事務処理に努められたい。	「措置済」 事例毎に内容を精査したうえで、伊勢市都市公園条例施行規則で定められた使用料の減免に関する規定に基づいて、適正な事務処理に努めます。
住宅政策課	（１）手書き領収書について、書損処理がされていない等、不適切な取扱いが認められた。部署内での指導や異動時の引継ぎを確実にを行い、適切に処理されたい。	「措置済」 今後同じことが起こらないよう係内で情報共有し、指導しました。

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	（１）修繕工事代金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 経理事務について、支払先から請求書が届き次第、速やかに支払い事務を進めます。併せて支払期日の管理や確認を行い、適切な事務処理に努めます。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	（１）駐車場整備工事の代金が、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の認識誤りが要因である。改めて職員全員に周知すると共に、部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 支払期日の認識誤りによるものであったため、改めて職員全員に「財務会計事務の手引き」の確認をさせました。 また、契約書等の支払期日の確認を徹底するようにしました。チェック体制を強化するため、係長に財務研修を受講させ、適切な事務の執行に努めます。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	（１）医療機器の保守点検業務委託について、点検回数が契約書で認識できない事例が認められた。業務の適切な実施のため、改善されたい。	「措置済」 契約書に機器ごとの点検回数を明記し、内容が確認できるよう改めました。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
教育総務課	（１）印刷機の賃借料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の事務処理が遅れたことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。また、学校においても、消耗品等の支払いが期限までに行われていない事例が生じている。各学校への指導を徹底し、再発防止に努められたい。	「措置済」 部署内において請求書の支払期限を確認する体制を整備し、再発防止に努めています。 学校に対しては支払期限の遵守や請求書の適切な取り扱いについて改めて通知したほか、年度当初等の適切な時期に共同学校事務室の財務担当と連携して注意喚起をする、支払について個別に説明する機会を設ける等の措置を講じています。
学校教育課	（１）事務補助を行っている団体の経理書類に不備が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「措置済」 経理書類の不備について、書類を精査・追加修正しました。今後も事務局担当部署として書類を慎重に確認し、適切な事務処理に努めます。
教育メディア課	（１）伊勢市教育用コンピュータ調査委員会終了後、速やかに処理すべき委員報酬の支払いを失念していた事例が生じている。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 支払遅延の再発防止のため、業務フローの作成・共有による事務工程の可視化を図りました。また、月１回程度の打合せにおいて、業務の進捗確認と情報共有を徹底し、適正な事務執行に努めます。

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
スポーツ課	（１）事務補助を行っている団体の経理について、支出、収入や戻入処理が適切に行われていない事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。	「措置済」 令和８年度の執行に向けて記載事項等の修正を行うとともに、他の事務補助団体でも適切な事務処理が行われるよう、職員間で指摘事項及び修正内容の共有を行いました。
小中学校	（１）消耗品及びコピーカウンター料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員間の情報共有不足等が要因である。教育委員会事務局と連携するとともに、校内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。	「措置済」 当該校においては請求書の管理体制を見直し、職員間での支払に関する情報共有を綿密に行うよう措置を行ったことで支払遅延の防止に努めています。 また、小中学校全体に対して教育委員事務局と共同学校事務室の財務担当が連携し、適切な時期に注意喚起を行っています。

伊勢市監査委員公表第4号

令和7年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年7月24日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	宮崎	誠

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【財政援助団体：厚生地区まちづくりの会、東大淀地区まちづくり協議会、宮山まちづくりの会、有絹まちづくり協議会、早修ふるさと未来 NAVI】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）事務運営及び会計事務について、伝票の作成漏れや支出伺いに用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。補助金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。 （２）事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。	「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行ってまいります。 「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行ってまいります。

【指定管理施設：伊勢市生涯学習センター】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
社会教育課	（１）指定管理者の嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しがなされていない。指定管理者の運営範囲内で、確認が難しい点はあるものの、最低賃金を下回る規程は認められないものである。適切な指導に努められたい。	「措置済」 指定管理者より、賃金規程改正の報告を受け、指摘事項が改善されていることを確認しました。今後も指定管理者に対し、法令遵守などの指導に努めます。
特定非営利活動法人まなびの広場	（１）嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しはなされていない。実際には、改定後の金額で支払われているとのことであるが、最低賃金を下回る規程は認められないものである。労働基準監督署への届出等、適正な処理に努められたい。	「措置済」 賃金規程を改正し、労働基準監督署へ届け出を済ませました。以後、適正な処理に努めます。

正 誤

令和 8 年 3 月 31 日に告示しました伊勢市告示第 45 号（伊勢市人事行政
の運営等の状況について）

該当箇所		誤	正
職員の分限及び懲戒処分 の状況 (1)の表 休職の欄及び合計の欄	一般行政などの項	27	17
	病院の項	0	10